

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和五年十月一日から十二月三十一日までとする。

令和六年二月十六日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 十一件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
四億千六百四十八万二千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 茨城県内陸部の飲食業者（震災により一部店舗が損壊）
- 二 宮城県沿岸部の運送業者（津波により建物、設備が損壊）
- 三 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所兼店舗、加工工場が全壊）
- 四 宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗等が損壊、商品等が流出）
- 五 岩手県沿岸部の食品製造業者（震災による物流網の停止と原発事故の風評被害により売上が減少）
- 六 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により加工工場等が全壊）
- 七 宮城県沿岸部の建設業者（津波により倉庫・車輜・資材が流出）
- 八 宮城県沿岸部の製造業者（津波により工場、在庫等が流出）
- 九 栃木県の建設業者（震災により本社建物、周辺施設が損壊）
- 十 宮城県沿岸部の建設業者（震災により予定していた受注案件が大幅に減少）
- 十一 岩手県沿岸部の飲食業・不動産賃貸業者（津波により賃貸不動産等が損壊）
- 十二 千葉県沿岸部の水産加工業者（原発事故の風評被害により売上が減少）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

八億九千五百六十八万五千円